

令和3年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）の使用
 - (1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は届け出た上で、使用する。（成長過程における現状を把握するため）
 - (2) サポーターなどは、肘、膝などにつける物を足につけたり、ゴムや革及び滑り止めを底に張った物等の使用は禁止する。（相手に危害・公正さの観点から）
 - (3) 指先単独でのテーピングは届け出は不要とする。
 - (4) 届け出と違う物を使用した場合は、替えさせる。
- 2 面
 - (1) 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。ただし、日常の稽古や練習試合での使用については特に制限を設けない。
- 3 竹 刀
 - (1) 平成10年11月10日付 全剣連指導指針「竹刀の先革先端最小直径値計測方法」による。
 - (2) 平成31年4月1日改正、全剣連剣道試合・審判運営要領「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
 - (3) 不正竹刀を使用した場合は、試合規則第19条1、2、3を適用する。ただし、予選リーグにおいては補員の起用は認めない。決勝トーナメント戦においては、次の試合から補員の起用を認める。
 - (4) 不正竹刀とは、「ビニールやセロテープを巻いた物」「異物（先革の芯、柄頭のチギリ以外の物）を混入した物」「検印のない物」を指す。
- 4 公正を害する行為
 - (1) 「変形な構え等の防御態勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 5 突き技
 - (1) 禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上 段
 - (1) 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。
- 7 二 刀
 - (1) 使用させない。
- 8 片手打ち
 - (1) 有効打突としない。
- 9 試合開始
 - (1) 主審の「始め」の宣告で完全に立ち上がって開始させる。（不適切な場合は、指導する）
- 10 主審の宣告
 - (1) 反則の宣告が簡略化されたが、（公財）日本中体連剣道競技部では「第3章第37条」～特に宣告に際し必要を認めた場合は、その理由を述べることができる～を教育的配慮として適用する。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合者要領
 - (1) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。個人戦における監督も同じとする。
- 2 華美への配慮
 - (1) 校名・校章等の刺繍（剣道着・袴）は、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮する。
 - (2) 面乳革は、大きさ、色、模様を含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色とする。
 - (3) 柄革は、滑り止め（ゴム等）や模様等のない無地のもので、白色とする。
※ ただし、日常の稽古や練習試合での使用については、その限りではない。
※ 柄革の上端（折り返し部分）の色・模様については、特に制限を設けない。
※ 滑り止め（ゴム等）のついた柄革の使用は禁止する。

申し合わせ事項解説

「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項

(平成24年度作成)

- (1) 「変形な構え」とは
 - ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」とならない場合
 - ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・ 鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先（けんせん）が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出ても「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

【指導・反則の宣告方法】

◇ 主審が合議をかける（主審の専決事項）

(1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

(2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則〇回」と宣告する。

(3) 確認事項

- ・ 1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】

指 赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の**指**は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に防御の効率のみを優先して、左拳を極端に身体の中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

「6 上 段」について

- ・ 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

- 「構えが公正を害する行為」となるとは
 - 片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鍔元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。
- 指導する理由
 - ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
 - ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
 - ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。
- 指導内容
 - ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
 - ・ 「鍔ぜり合い」及び「打つ直前」の鍔元所持は良い。

※ 上記の指導は大会直前では、競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。

令和3年度「重点指導事項」について（お願い）

令和元年度第49回全国中学校剣道大会の運営及び試合・審判についての反省と今まで引き継がれてきた課題から、次年度の神奈川大会に向けて「重点指導事項」を策定いたしました。
つきましては、下記の項目について、各都道府県の大会や強化会・講習会等での積極的な指導をお願いします。

記

1 申し合わせ事項についての徹底

- (1) 「申し合わせ事項」（別紙）についてのご理解とご協力、指導の徹底をお願いします。

用具・着装全般(文字等を含む)について従来の伝統的な色や形を安易に変える傾向が若干見られますが、極力「申し合わせ事項」には加えず「指導」の形で対応します。規則に固執することなく「質実」という伝統文化の良さを積極的にご活用いただき、ご協力をお願いいたします。

2 礼法について

- (1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。
※ 「始め」抜きながら蹲踞する。
※ 「終わり」納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。
◇ 詳しくは、剣道指導要領P44、45参照
- (2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。
※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス・胴つき、握手など
◇ 全日本剣道連盟剣道試合・審判運営要領「その他の要領」5項参照

3 その他

- (1) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むようご指導ください。
- (2) 「安易に左拳を中心線から外す防御姿勢をとらせない」いわゆる「公正を害する変形な構え」について、今後も継続してご指導ください。
- (3) 「鏝競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為としてご指導ください。
- (4) 面紐の長さは結び目から40センチメートル以下です。長いものが多く見受けられました。また、結び目の位置が上過ぎて試合途中で面が外れる場面がありました。危険防止として適切な位置で結ぶよう、今後も継続してご指導ください。
◇ 剣道試合・審判・運営要領の手引きP25参照
- (5) 袴など華美なものが見受けられました。華美にならぬようご指導ください。また、学校代表として出場している大会においては、学校名、校章等の刺繍やワッペン以外、剣道着の袖につけたり、入れたりしないようにしてください。袴の裾には刺繍やワッペンをつけないでください。
- (6) 試合者の名札は、生徒役員が判読しやすい字体にしてください。
- (7) 試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。

付記 本件についての問い合わせ先

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部長 國原 宜昌
福島県福島市立北信中学校内
TEL 024 (553) 5049

令和3年度 香川県中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

- 1 試合時間について
 - (1) 3分引き分けとする。
 - (2) 延長については、新型コロナウイルス感染症の発生状況や社会情勢、大会運営などを考慮したうえで、大会ごとに総合的に判断して決定する。
- 2 参加人数について
 - (1) 総合体育大会・新人体育大会 … 選手5名・補員2名。
 - (2) 1年生強化大会 … 選手3名・補員2名。
 - (3) 県中学生強化大会 … 選手5名・補員2名。各校2チームまでの参加を認める。ただし、条件は以下の通りとする。
 - ・部員数10名以上の学校に限る。
 - ・Aチームについては、選手5名+補員2名の合計7名を必ず登録することとする(Bチームは3名でも参加できる)。
 - (4) 合同チームについて … いずれも他郡市との合同チーム編成を認める。
 - ・県中学生強化大会 … 部員数が2名以下の学校同士に限る。チーム編成は2校間のみとするが、部員数1名の学校が3校合同の3名で出場することは認める。
 - ・1年生強化大会 … 人数が1名の学校同士に限る。
- 3 鏝・弦について

鏝は革色または白色、弦は黄色または白色とする。鏝の大きさは直径9cm以下とし、竹刀に固定する。
- 4 オーダー表の作成について（規格と記入上の留意点）

(1) 規格

15.7cm×6

① 5人制の場合

香 川 中	松 本 大	松 本 邦	大 林	山 崎	西 山	}	20cm
<div style="text-align: center; margin-top: -10px;"> } 94.2cm </div>							

② 4名の場合(先鋒・中堅・副将・大将に選手を置く。)

香 川 中	松 本 大		大 林	山 崎	西 山
-------------	-------------	--	--------	--------	--------

③ 3名の場合と1年生強化大会の場合(先鋒・中堅・大将に選手を置く。)

香 川 中	松 本		大 林		西 山
-------------	--------	--	--------	--	--------

④ 1年生強化大会に2名で参加する場合(先鋒・大将に選手を置く。)

香 川 中	松 本				西 山
-------------	--------	--	--	--	--------

⑤ 1年生強化大会に合同チームで出場する場合(先鋒・大将に選手を置く。)

香高 川松 中中	松 本				西 山
----------------	--------	--	--	--	--------

(2) 留意点

オーダー表は上記の規格により出場校で準備し、試合当日に持参する。なお、毛筆で記入することが望ましい。また、申込書とオーダー表の選手名が一致しているかを十分に確認しておく。

延長戦について

香川県中学校体育連盟剣道競技部

第51回全国中学校剣道大会の開催県である神奈川県の手引に従う。概要は下記の通りである。

1 個人戦および団体戦代表戦での対応について

○延長戦は2分ずつ区切る。

試合時間 3分→延長 2分→延長 2分→小休止(深呼吸をする程度)

→延長 2分→延長 2分→面を外しての休息・給水(3分)

→延長 2分→延長 2分→小休止(深呼吸をする程度)

→延長 2分→延長 2分→面を外しての休息・給水(3分)

→試合の続く限り繰り返す

※夏場の試合の際や、選手の体調が優れない場合などは、小休止の際にも必要があれば給水の時間を設ける。

2 休息・給水を行う際の要領について

- (1) 選手は事前に飲み物を持って試合選手控え席(畳の上)に入ること。なお、団体戦の場合は監督が判断、指示する。
- (2) 試合者は試合選手控え席(畳の上)で面をとり、その場で給水を行う。
- (4) 休息・給水時間は3分とし、試合場主任が時間を計測する。
- (5) 監督は原則として選手と接触をしない。ただし、試合者の体調不良が著しい場合は例外とする。
- (6) 審判主任は選手と監督の接触がないかを確認し、会話等が見られる場合は指導する。
- (7) 審判団は、一度試合場から引き上げ、3分が経過した時点で定位置に着く。

3 留意点

選手どちらか1人が給水の時間を必要とした場合は、必ず2人とも面をとることとする。

第56回剣道中央講習会資料

令和3年4月4日(日)

於：神戸市立中央体育館

試合・審判委員会 委員長 香田郡秀

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)
2. 「つば(鐳)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。

- ・これまでの試合は試合時間の3分の2以上が、つば(鐳)競り合いである。これを無くして、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ。
- ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方の是正。反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
- ・つば(鐳)競り合い問題は試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 試合者はつば(鐳)競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。つば(鐳)競り合いになった瞬間、技が出ない場合にはただちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
2. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
3. 試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分かれる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
4. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれられない。
5. 分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして分かれる。
6. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと思わせかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
7. マスクとシールドの着用
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

令和2年10月23日

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部 各ブロック長 様
各都道府県剣道専門委員長 (部長) 様
各中学校剣道部顧問 様

令和3年度第51回全国中学校剣道大会
審判長 安藤 守
事務局長 中島 一憲

「神奈川全中」における試合・審判について

神奈川県では、来年度の「神奈川全中」開催に向けて、粛々と準備を進めております。安全・安心な大会運営を目指して、「新しい全中」を作り上げていきます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、公益財団法人全日本剣道連盟から、8月27日付で発出された「主催大会実施における感染拡大予防ガイドライン」および、10月22日付で日本中体連剣道競技部長から発出された「試合・審判に関する統一事項」を受けて、来年度の「神奈川全中」では、次のように対応することと致しました。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

1 面マスク及びフェースシールドについて

試合者には、「面マスク」と、鼻と口を覆う程度の大きさのシールド（マウスシールド）の着用を義務付けます。目を覆うシールド（アイシールド）の使用については、各選手の判断に任せることと致します。

2 延長戦について

「面マスク」と「マウスシールド」を義務付けて、コロナウイルス感染予防対策をする一方で、熱中症への対応も考えていく必要があります。神奈川全中では、次のように進めます。

【個人戦および団体戦代表戦での対応】

(延長戦は2分ずつ区切る。)

試合時間3分 ⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【小休止（深呼吸をする程度）】 ⇒
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【面を外しての休息・給水（3分）】 ⇒
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【小休止（深呼吸をする程度）】 ⇒
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【面を外しての休息・給水（3分）】 ⇒
⇒ 試合の続く限り繰り返す

3 全剣連ガイドラインP5【暫定的な試合・審判の方法】3. について

10月22日付で日本中体連剣道競技部長から発出された「試合・審判に関する統一事項」の通り行います。参加選手には、コロナウイルス感染防止対策としての対応であるという趣旨を十分にご理解いただき、各校でのご指導をよろしくお願い申し上げます。

「剣道試合・審判規則 第1条」の通り、公明正大な試合をお願い致します。

令和3年10月 1日

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部 各ブロック長 様
各都道府県剣道専門委員長 (部長) 様
各中学校剣道部顧問 様

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部長 國原 宣昌
(公印省略)

全剣連発出「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」
を受けての試合・審判に関する統一事項 (改定版) (通知)

仲秋の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、(公財) 日本中学校体育連盟剣道競技部の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
日本中体連剣道競技部では、昨年8月に全剣連より発出された「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(以下「大会ガイドライン」)を受け、令和2年10月に中体連としての「試合・審判に関する統一事項」を文書により通知、更に令和3年2月には解説映像(DVD)を制作、各都道府県中体連剣道専門部に配布し、新しい試合・審判の方法について全国的な統一を図って参りました。各地域における講習会、錬成会、大会等でご活用をいただき、生徒への指導とともに、指導者も内容を理解し、試合にも反映させていただきました。おかげをもちまして、今年度開催された全中神奈川大会では、概ね内容が理解され、適正な試合・審判が行われました。また、解釈における若干の地域差等について、全国大会期間中の競技部会内で細かな部分のすり合わせを行い、共通理解を深めました。
今回は、全中神奈川大会を終え、次年度北海道大会に向けて、「試合・審判に関する統一事項(改定版)」として、修正、追加事項についてお知らせします。引き続き継続してご指導ください。

記

全剣連「大会ガイドライン」より

【暫定的な試合・審判の方法】

- (3) 試合者は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、速やかに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない(引き技時の発声は認める)。審判員は鏝競り合いを速やかに解消しない場合は、「分かれ」を宣告する。
- 鏝競り合いについて
 - 上記、ガイドラインの通りとする。
 - 「鏝競り合いの解消」は、お互いに一旦間合いを完全に切ることとする。
 - 気位を合わせて、鎧を削るように、気を抜かずに間合いを完全に切る。
 - 指導について
 - 鏝競り合いをしない試合を心がけさせる。
 - 鏝競り合いになってしまった場合の対処。(「分かれ」が多用されないように)
 - やむを得ず鏝競り合いとなった場合は速やか分かれるか引き技を出す。
 - 「鏝競り合いの解消」は、お互いに一旦間合いを完全に切る。
 - 反則となる行為。
 - 一方が解消しようとするところに、すぐに間合いを詰める行為。
 - 鏝競り合いの解消途中で、完全に間合いが切れてないところで間を詰める、打突をする(引き技も同様)行為。(全中神奈川大会での試合・審判)
 - 鏝競り合い解消途中で、最後の一步を下らない等の行為。
 - 鏝競り合い解消途中で、竹刀を払う、巻く、剣先を下げる、竹刀を開く等の行為。※ 上記は「公正を害する行為」
 - 審判について
 - 鏝競り合いに入った後、速やかに解消できない(しない)場合、「分かれ」をかける。
 - 追加項目
 - 鏝競り合いの際、裏交差になっている場合は、正しい鏝競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。指導を行い、再三繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、反則を適用する。
 - その他
上記について、継続して指導を行う。成長途中であり、技量や経験に差がある中学生への指導であることを踏まえ、「鏝競り合い」「鏝競り合いの解消」及び、「ただちに分かれる」「完全に間合いを切る」「反則となる行為」等のことに関して、普段の部活動指導はもとより、各機会において具体的且つ丁寧な指導を行い、定着を図る。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大いことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べるができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば競り合いの解消の際の見極めについて	
つば競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？	<p>「つば競り合い」を解消する場合は双方が同じ気位で互いの鎧を削るように分かれることとなっているが、一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。</p>
(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない	
相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？	<p>相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと思わせて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。</p> <p>「つば競り合い」から分かれるまでの過程における瞬時の引き技は有効打突として認めるが、「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「瞬間的な技」なのか微妙な事象が生じた場合は、打った側を反則としないし、有効打突にもしない方が妥当である。合議の上、目的と現象を見極めて判断する。</p> <p>「つば競り合い」は鏝と鏝が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。</p> <p>なお「つば競り合い」からの[瞬時の引き技]の時間や機会の捉え方については、木刀による剣道基本技稽古法の「基本4引き技」を参考にしていきたい。</p>